

令和8年第6回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時： 令和8年6月10日（水） 14時44分～16時09分

場 所： 第一会議室

出席者： 西川 祐司学長、奥村 利勝理事、佐古 和廣理事、川辺 淳一副学長、
藤谷 幹浩副学長、牧野 雄一副学長、西條 泰明副学長、梶原 修副学長、
升田 由美子看護学科長、紙谷 寛之教授、長谷川 博亮教授、工藤 直志教授、
武輪 能明教授

欠席者： 東 信良理事、辻 泰弘理事、入部 玄太郎教授

陪席者： 吉崎 敏樹監事、高橋事務局次長（総務・教務担当）、富田総務課課長補佐、佐藤人事課長、
宿南学務課長

議事に先立ち、令和8年第5回教育研究評議会（令和8年5月13日開催）の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 教員の人事について

（1）助教等候補者の選考及び兼務発令について

本件について、学長から発議及び資料1に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり助教等候補者の選考及び兼務発令について了承された。

次いで、学長から、発令日は資料のとおりを予定している旨付言があった。

2. 学内特別講師の称号付与について

本件について、学長から発議及び資料2に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり学内特別講師の称号付与について了承された。

3. 客員教員の称号付与について

本件について、学長から発議及び資料3に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり客員教員の称号付与について了承された。

次いで、学長から、称号授与日は令和8年7月1日付とする旨付言があった。

4. 非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び資料4に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師の任用について了承された。

5. 臨床指導教授等の称号付与について

本件について、学長から発議及び資料5に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり臨床指導教授等の称号付与について了承された。

6. 旭川医科大学教授選考細則の一部改正について

本件について、学長から発議の後、佐藤人事課長から資料6に基づき説明があり、審

議の結果、資料のとおり旭川医科大学教授選考細則の一部改正について了承された。

次いで、学長から、本日付けで施行する旨付言があった。

7. 旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

本件について、学長から発議の後、佐藤人事課長から資料7に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部改正について了承された。

次いで、学長から、本日付けで施行する旨付言があった。

8. 医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程の一部改正について

本件について、学長から発議の後、奥村理事から資料8に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程の一部改正について了承された。

次いで、学長から、本日付けで承認し、令和8年4月1日から適用する旨付言があった。

9. 令和9年度入学者選抜要項(案)について

本件について、学長から発議の後、奥村理事から資料9に基づき説明があり、資料のとおり令和9年度入学者選抜要項について、了承された。

10. 国立大学法人評価（4年目終了時評価）における業務実績報告書及び達成状況報告書について

本件について、学長から発議及び資料10-1・2に基づき以下のとおり説明があった。

- ・国立大学法人は自らが策定した中期計画に係る業務の実績について、中期目標期間の4年目終了時と6年目終了時に国立大学法人評価委員会の評価を受ける必要があり、第4期の「4年目終了時評価」が今年度実施されること。
- ・評価は、文部科学省が設置する国立大学法人評価委員会において実施される一方、中期目標の「教育・研究」に係る部分については、大学改革支援・学位授与機構によって評価が実施されること。
- ・資料10-1が国立大学法人評価委員会へ提出する「業務実績報告書」、資料10-2が大学改革支援・学位授与機構に提出する「達成状況報告書」であり、いずれも今月末までに提出すること。
- ・資料10-1「業務実績報告書」は、本学の中期計画1～12以外について記載したもの、資料10-2「達成状況報告書」は中期計画1～12について記載したものであること。
- ・本評議会においては、主に資料10-2中期計画の教育・研究部分を中心に意見等を求めるものであり、会議終了後も引き続き意見を受け付けること。

審議の結果、本評議会において意見等はなかった。

11. 助教の選考基準について

本件について、学長から発議及び資料 1 1 に基づき説明があり、意見聴取を行いたい旨発言があった。以下のとおり意見交換が行われた。

- ・工藤教授から、今後、論文博士により博士学位取得を進める者が多数いた場合、指導には相当の時間を要し、審査を担当する教員にも負担が生じるため、実数を把握した上で、どのように取得させていくかを議論する必要があると意見があった。これに対し、西川学長から、論文博士として直ちに申請可能な者が何人いるか、今後調査したいとの回答があった。
- ・工藤教授から、資料上では「学士学位未取得の本学臨床系教員に対して今後 5 年以内に学位を取得するよう求める」となっているが、口頭では「3 年以内」と説明があったことについて、大学院博士課程は基本的に 4 年間を要するため、「3 年以内」の取得を求めることは、実質的に論文博士を選択することが前提となってしまうのではないかとの指摘があった。「4 年以内」又は「大学院博士課程に入学する場合は別途扱う」など、資料上の表現を明確にすべきとの意見があった。これに対し、西川学長から、「3 年以内」と発言したがこの考え方は論文博士による取得を想定したものであり、資料上の記載が十分ではなかったため、大学院入学の場合の取扱いを明確にするとの発言があった。
- ・紙谷教授から、教員が博士学位を有するべきであることは正当であるが、比較的新しく設置された講座や若い医師が多い講座では、ようやく博士学位取得者が出始めた段階であり、関連病院への派遣や診療体制を行いながら人材を育成しているため、令和 9 年 4 月から一律に博士学位取得を必須化すると、助教として採用できる人材が限られ、厳しい影響が生じる可能性があるとの指摘があった。なお、実際に運用可能かどうかを各講座へ事前に下調べすべきではないかとの意見が示された。これに対し、西川学長から、講座によって非常に厳しい状況があることは認識しており、既に在職している助教については雇用を維持することを前提としつつ、博士学位取得に向けた努力を求める趣旨であるとの説明があった。
- ・武輪教授から、本件の目的は博士学位取得者の割合を上げ、研究力を向上させることが目的であると理解するが、採用時に博士学位を必須とすることで、実際に博士学位取得率や研究力の向上につながるかについては疑問があるとの意見が示された。講座によっては助教として採用できる人材が限られ、運営が難しくなる可能性があり、制度を設けても目的達成に十分効果的ではないのではないかとの指摘があった。これに対し、西川学長からは、博士学位を取得していない者は、医員として雇用し博士学位取得後に助教として採用すること、既に助教である者は、論文博士や大学院進学により博士学位取得者を増やしていくことを想定しているとの説明があった。
- ・武輪教授から、博士学位を取得したいと思わせる体制づくりが重要であり、日々の臨床から新しいエビデンスを見出す臨床研究により、診療をしながら博士学位を取得する方法も考えられるとの意見があった。そのためには、各講座の教授が研究を主導し、博士学位取得へ導くことが重要であるとの発言があった。
- ・紙谷教授から、博士学位の取得は長期履修となる者が多い中「5 年以内」の取得は厳しい条件であるため、教授の指導力が重要となる旨意見があった。

- ・紙谷教授から、病院内には、病棟医長や各種委員会等、教員のみが担うことができる業務が多数存在しており、助教の人数が減ると、残された教員が病院運営上の管理的業務に忙殺され、かえって研究時間が確保できなくなる可能性があるとの発言があった。特に麻酔科については、助教数が多く、診療科の性質上、大学病院全体の手術体制に直結するため、基準の導入により麻酔科の診療が回らなくなると外科系診療科全体に深刻な影響が生じるとの強い懸念が示された。
- ・藤谷副学長から、多くの大学では教員は博士学位を取得していることが暗黙の了解であり、本学の論文数、研究力の低下を踏まえると、どこかで舵を切る必要があるとの意見があった。
- ・藤谷副学長から、診療は医員に担ってもらうことが可能であり、教員でなければ担えない業務についても規程の一部改正により対応できるものが増えているとの認識が示された。また、第5期に向けた中期目標等を踏まえても、早くに方針を定めることが重要であり、助教の選考基準の変更は必要である旨、意見があった。
- ・川辺副学長から、本件は本学の研究力をどのように引き上げるかという大きな論点に関わるとの発言があった。教員は研究を行うことが前提であり、文部科学省の評価においても、本学は若手教員が多い大学であることは評価されている一方、研究成果を上げていなければ厳しい評価を受けるとの見解が示された。
- ・川辺副学長から、研究を支援する体制づくり、研究することの重要性を周知し研究文化を醸成する取組を進める必要があるとの意見があった。研究力の向上は喫緊の課題であり、博士学位を有し研究できる教員を増やすことで、研究力向上につなげる循環を作るべきである旨発言があった。
- ・佐古理事から、以前は大学に所属する医師は基本的に博士学位を取得するという雰囲気があったが、当時は今より人員に余裕があり、各講座が研究を行う余地を持っていたとの発言があった。現在は多くの講座が少人数で運営しており、余裕がない状況にあるため、基準を設定する場合も、論文博士で学位を取得できる研究体制が整っているかを確認する必要があるとの意見があった。
- ・佐古理事から、臨床講座だけでは研究が難しい場合、基礎講座と共同で研究を行う方法も考えられるが、そのためには基礎講座の研究力や受入体制も含めて総合的に整備する必要があるとの発言があった。これに対し、西川学長から、基礎講座は人員が少ない状況ではあるものの研究力は有しており、臨床講座と基礎講座の共同体制を支援していきたいとの発言があった。
- ・佐古理事から、博士学位取得率が33%程度である現状からすると、基準の導入により一時的に助教数が減少する可能性があるため、各診療科において実際に運用可能かどうかを確認し、猶予期間をどの程度設けるか検討すべきとの意見があった。
- ・武輪教授から、臨床ができれば博士学位を有する必要はないと感じている医師が多いとの指摘があった。これに対し、西川学長から、否定はできないが国立大学の宿命として研究力は必要であるとの回答があった。
- ・紙谷教授から、麻酔科のように関連病院との人事ローテーションを頻繁に行う講座では、大学で再度採用したい医師が博士学位を有していないため助教として採用できないという事態が生じると、診療・病院収入・医療安全の各面で大きな問題が生じる可能性があるため、当該講座と十分に相談した上で進める必要があるとの意見

が重ねて示された。

- ・奥村理事から、診療面への影響については、医師の数として考えれば必ずしも助教である必要はなく、医員を十分に活用することができるのではないかと意見があった。助教にはなれないが、医員として大学で勤務することは可能であり、長期的に研究力向上の成果が出るまでには5年、10年を要することから、早く種を蒔く必要があるとの発言であった。
- ・紙谷教授から、過去に助教として勤務していた者を再度大学で採用する場合、博士学位がない者は医員として採用することは可能かとの確認があり、佐藤人事課長から可能である旨回答があった。
- ・紙谷教授から、既に助教として在職している者を令和9年4月以降に医員へ変更することが可能かとの確認があり、佐藤人事課長から、不利益変更に該当するため、本人の内諾が必要になるとの説明があった。
- ・牧野副学長から、最初から特定の講座だけを特例扱いするのではなく、3年から5年程度の努力期間を置いて、まずは制度を進めてみるべきではないかと意見があった。既に助教として採用されている者を降格することは想定しておらず、努力の過程を踏まえて、その後に個別運用を検討する方がよいとの発言があった。
- ・長谷川教授から、診療をしながら研究を行うことが想定されるが、講座ごとに忙しさが異なるので、一律に助教に博士学位取得を求めることを共通の目的として進めることができるのか懸念が示された。医師の働き方改革の問題もあるため、業務時間外に研究を行うことが当然という環境ではなく、診療や各種業務を行いながら大学院で研究できる環境整備が必要ではないかと意見があった。
- ・西條教授から、麻酔科への影響についての懸念は理解できるが、どこかで基準を設ける必要があるとの意見があった。研究が進んでいない講座では、研究を行うシステムと文化が形成されないと継続しないため、基礎講座との協力も含め、効率的に研究できる体制を整え、文化を作っていくしかないとの発言があった。
- ・工藤教授から、教員は博士学位を有するべきであるという考え方には賛成であるが、若手教員の大学院進学が増えることが見込まれるため、大学院教育・研究指導体制、教員管理、研究支援の充実が不可欠であるとの意見が示された。学長において、大学院の体制づくりを積極的に進めてほしいとの発言があった。

学長から、種々意見をいただいたが、助教の採用基準として、博士学位取得を求める方針としたい旨発言があった後、併せて、麻酔科等の講座が破綻するような事態は避けなければならない、研究体制の支援、各講座の実態調査、経過措置の整理等を行いながら進める必要があるとの説明があった。なお、本件は、本評議会に出された意見を踏まえ、教授会においても意見聴取をする旨付言があった。

報告事項

1. 教員の退職について

教員の退職者は、資料12のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題1に先立って行われた。)

次回の教育研究評議会開催予定について

令和8年7月8日(水) 14時45分から次回の教育研究評議会を開催すること。